

# コロナ禍を踏まえた 株主総会の運営の実務

虎門中央法律事務所  
(商工研相談業務委嘱先)  
弁護士  
高橋泰史



Q 当社では、本年6月に定時株主総会の開催を予定し、現在準備しています。コロナ禍において、株主総会を開催するにあたり、特に準備すべき事項はあるでしょうか。



A 1. 検討の視点  
株主総会における株主の議決権や質問権の行使が不当に制限されれば、決議方法に法令違反があるとして、総会決議の取消事由となる場合もあります(会社法831条1項)。

他方で、万が一、株主総会の場で新型コロナウイルスへの感染が生じれば、出席者の生命・健康が危険に晒されることになり、企業の法的責任が問われる可能性も皆無ではありません。また、企業としては、メディア等に取り上げられるなどのレピュテーションリスクも軽

視できません。

そこで、コロナ禍における株主総会開催に際しては、出席者等の健康を守りつつ、株主の権利行使の機会を確保するという視点が必要となります。

## 2. 株主総会当日までに実施できる対応・準備

(1) 開催の省略・出席自粛の要請  
新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会を開催する企業が株主に對し、招集通知や自社ウェブサイトに對して、株主総会への出席を控えるよう呼びかける例があります。経済産業省と法務省が、2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ & A」によれば、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため株主に來場を控えるよう呼びかけることも、株主の健康に配慮した措置として許されたとされています。そして、公開会社等であれば、株主の権利

行使の機会の確保のため、書面または電磁的方法による事前の議決権行使(会社法298条1項3号、4号)を促すことが望ましいとされます。しかし、従来このような議決権行使方法を実施してこなかった中小企業において、新たに採用することは実務上の負担が大きく現実的ではない場合があると思われます。その場合においては、株主に對し、株主総会への出席に代えて議決権行使に関する委任状の提出を要請することも一つの方法といえそうです。

さらに、企業の規模や株主構成によつては、書面決議(同法319条1項)等を利用し、株主総会の開催自体を省略することも十分あり得る対応です。

## (2) ハイブリッド型バーチャル株主総会の検討

株主総会が感染機会となることを防ぐという点では、会場におけるリアル株主総会の開催に

加え、株主が、オンラインで関与することを認める「ハイブリッド型バーチャル株主総会」を開催することも検討すべきでしょう。

ハイブリッド型バーチャル株主総会は、株主による関与が法律上の出席として扱われる「出席型」と、そうではない「参加型」とに分類されます。

「出席型」は、開催場所と株主との間で情報伝達の双方向性と即時性が確保されていることを条件とし、株主が、株主総会に出席したものととして審議に参加し、決議にも加わることができる形態です。對して、「参加型」は、株主が、オンラインで視聴等を行うものの、法的に株主総会に出席しているとは扱われず、当日の決議に参加することはできないため、議決権行使については、書面または電磁的方法による事前行使が必要となります。

ハイブリッド型バーチャル株主総会については、20年2月26日付で経産省が策定した「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」に詳しく解説されていますので、参照ください。

### (3) 役員の出席確保

会社法は、役員は株主総会への出席に関して直接の規定を設けてはいません。しかし、役員は、株主総会における説明義務（同法314条）を負うことから、出席することが望ましいと考えられます。

現下の感染症の流行状況をみれば、役員に感染が生じることでも現実に想定する必要があるようです。その場合、当該感染者が株主総会に出席できないことにとどまらず、濃厚接触の可能性がある他の役員の出席が困難となります。特に、定款に基づき議長となるべき役員が出席できなければ、株主総会の場合議長を選任する必要が生じ、進行が不安定となりかねません。

そこで、株主総会を間近に控えた時期においては、平素にも増して、感染防止に努めることのほか、会議等の場に多くの役員

が同席することを避け、必要に応じてオンライン会議を積極的に活用することなども考えるべきでしょう。

### 3. 株主総会当日の対応

#### (1) 受付対応、株主席の設営等

会場での受付に際しては、出席株主にマスクの着用を要請し、マスクを持参していない株主がいれば配付したり、消毒用アルコールを設置して手指消毒をすすめたりすることも一般的な対策の一つとなっています。また、ある程度の人数の出席が見込まれる株主総会においては、株主席の間隔を確保することも必要であり、そのためには、例年と同じ広さの会場で足りるかという点も検証しておきましょう。

株主総会の規模等によつては、会場に医師（自社の産業医等）を待機させておき、株主が入場する際に検温を実施し、発熱が認められたり体調不良がうかがわれたりする株主に対して、医師らによる問診を行うことで罹患の疑いを検討しましょう。その結果によつては、入場しないまたは退場するよう協力を求め

るといった対応についても考慮しておくおよびさそうです。

#### (2) 会場が利用できない場合への備え

外部会議室等を株主総会会場として予定していた場合において、運悪く当該会場で集団感染が発生して閉鎖されるなどし、総会当日に会場が使用不可能となった場合の対応を考えてみましょう。

当日に別の会場で開催しようとすれば、招集通知に記載した開催場所および開催時刻の変更が必要となりますが、このような変更を行う際は、招集手続きまたは決議方法が著しく不公正であると評価され、総会の決議取消事由（会社法831条1項1号）にあたらないようにすることが必要です。

要点を述べれば、前述の理由によつて、開催場所と開催時刻を変更すること自体は、やむを得ない事情によるものとして許容され得るものです。ただし、適法な変更と認められるためには、変更の範囲を必要最小限に留めることがポイントとなります。このことを踏まえて、準備

に万全を期するとすれば、予定されている株主総会会場の近隣に、予備会場の候補としての会議室等を探しておくことや、自社会議室を予備会場として確保しておくことなどの対策が考えられるところです。

また、当初の開催予定日に会場を変更して実施するのではなく、開催日を変更したうえで、再度招集手続きを実施するという対応も考えられます。その場合、定款で定められた定時株主総会の議決権の基準日から3か月以内に開催できないこととなる場合は、新たに議決権行使のための基準日を定めたいうえで、当該基準日の2週間前までに基準日等を公告する必要があることに留意しましょう（同法124条3項）。

### 4. 結語

収束見通しのつかない新型コロナウイルス感染症の影響下における株主総会の準備に苦心されていることと思われます。本稿も参考としていただき、ぜひ充実した株主総会を実現していただきたいと思います。